

○医薬品等の輸入監視について

(平成三年六月一四日)

(薬発第六三八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

医薬品等の輸入監視については、昭和五七年四月八日薬発第三六四号本職通知「医薬品等輸入監視について」に基づき行ってきたところであるが、輸入手続の一層の迅速化を図るため、今般、本邦に到着前であっても船荷証券又は航空貨物運送状が発行された医薬品等については、輸入手続の対象とすることとし、同通知の別添1「医薬品等輸入監視要領」を左記のとおり改正し、平成三年七月一日より実施することとしたので、各都道府県におかれても御了知のうえ、この業務の遂行に当たっては、格別の御協力を願いたい。

なお、関係業界団体に対しては、別途通知することとしているが、貴職からも貴管下関係輸入(販売)業者に対し、周知徹底方よろしく御配慮願いたい。

また、本件の実施については、別添写しのとおり大蔵省関税局長宛通知済みである。

記

昭和五七年四月八日薬発第三六四号「医薬品等輸入監視について」の別添1「医薬品等輸入監視要領」の一部を次のとおり改める。

次のよう 略

別添 略